

リニアは憲法で保障されている生存権を侵害

「ストップ・リニア訴訟」開始、原告ら110人余りが傍聴

第1回口頭弁論速報

天野 捷一



(雨の中、入廷前の地裁前集会)

リニア新幹線の沿線住民を中心に今年5月、738人の原告が、工事計画の承認取り消しを求める「ストップ・リニア訴訟」を東京地裁に起こしました。

提訴から4か月経った9月23日午後、第1回の口頭弁論が開かれ、東京から愛知までの原告や支援者、市民団体などからおおよそ250人が東京地裁に詰めかけました。審理が行われる103号法廷は傍聴席の数が100席のため、傍聴券の抽選が行われました。結果的に当事者席（原告席）と一般傍聴席合わせて原告・支援者110名余が着席できました。午後2時半過ぎに冒頭陳述が行われ、原告団と弁護団合わせて6人がリニア新幹線が抱える採算性、環境影響、地下水、残土処理など多岐にわたる問題点を指摘し、工事認可の撤回を求めました。

初めに、原告を代表して川村晃生原告団長（慶応大学名誉教授、リニア・市民ネット山梨代表）が冒頭陳述を行いました。川村氏は「私たちはリニア工事によって、残土処理、水枯れ、騒音、日照、景観、電磁波など様々な被害を受ける」、「日本国憲法に照らして言えば、私たちは憲法で保障されている生存権や人格権、幸福追求権を侵害される」と述べ、「リニアは人々を東奔西走させ、あくせく働かせることによって一部の人間だけを豊かにすることが目的だ」と断じました。

次いで冒頭陳述に立った関島保雄弁護団共

同代表は、「生産人口はリニアが大阪開業予定時には5,300万人に減少する。9兆円もの工事費を費やすとJR東海の経営は成り立たない」と述べ、さらに、安倍政権が打ち出したリニアに対する3兆円の財政投融资投入について触れ、「リニアが民間事業でなく国家事業である実態が明らかになった。これまで民間の事業であるとして国会での審議を避け、決まった後に国が財政支援するのは民主主義に反する」と強く批判しました。

他の弁護士も「全国新幹線網の整備に当たらないリニアは全国新幹線鉄道整備法に違反するし、採算性や安全性を軽視しており鉄道事業法にも反する」、「今回のリニアのアセス手続きは期間が短く、文献調査が殆んどで、南アルプスの自然などの環境保全が図られるとは言えない」と述べ、工事認可の取消しを求めました。

古田孝夫裁判長は、国に対し、原告側の訴えに対し具体的に答弁するよう指示しました。また、訴訟には被告（国）の補助参考人としてJR東海が参加することが決まりました。次回は12月9日（金）午後2時半から開かれます。

裁判後の報告集会にも180人が参加



午後4時過ぎから参議院議員会館で第1回口頭弁論の報告集会が行われ、傍聴できなかった支援者を含め180人が参加しました。

(ストップ・リニア訴訟原告団事務局長)